

參考資料

策定經過

策定体制

用語解説

1 策定経過

平成 24 年	5 月 14 日	第 39 回徳島市環境調整会議幹事会 ・ 第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画の策定について
	5 月 21 日	第 29 回徳島市環境調整会議 ・ 第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画の策定について
	5 月	温室効果ガス排出量の推計、自然的・社会的条件の整理、温暖化対策の現状と課題の整理 (～平成 25 年 4 月)
平成 25 年	2 月 7 日	第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画策定のためのアンケート調査 (市民及び事業者) (～2 月 22 日)
	5 月 1 日	第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画策定市民会議委員に係る市民公募 (～5 月 15 日)
	5 月 13 日	第 40 回徳島市環境調整会議幹事会 ・ 第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画の策定状況について
	5 月 31 日	地球温暖化対策庁内検討会 (第 1 回) ・ 第 2 次推進計画の策定方針、温室効果ガス排出の現状と課題
	7 月 5 日	第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画策定市民会議 (発会式及び第 1 回会議) ・ 開催主旨、今後の進め方
	8 月 8 日	地球温暖化対策庁内検討会 (第 2 回) ・ 温暖化対策にかかる実態把握調査結果、具体的な取組メニュー
	9 月 25 日	第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画策定市民会議 (第 2 回会議) ・ 徳島市の温暖化対策の現状と課題について
平成 26 年	1 月 10 日	第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画策定のための関連施策調査 (各課照会) (～1 月 31 日)
	5 月 12 日	第 41 回徳島市環境調整会議幹事会 ・ 第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画の策定状況について
	7 月 11 日	第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画策定市民会議 (第 3 回会議) ・ 地球温暖化防止に向けた目標と取組について
	7 月 30 日	第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画における施策の確認 (各課照会) (～8 月 18 日)
	10 月 27 日	第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画策定市民会議 (第 4 回会議) ・ 第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画 (素案) について

平成 26 年	10月28日	第2次徳島市地球温暖化対策推進計画（素案）の確認（各課照会） （～11月6日）
	11月10日	第42回徳島市環境調整会議幹事会 ・第2次徳島市地球温暖化対策推進計画（素案）について
	11月17日	第30回徳島市環境調整会議 ・第2次徳島市地球温暖化対策推進計画（素案）について
	12月2日	徳島市議会文教厚生委員会 ・第2次徳島市地球温暖化対策推進計画（素案）について
	12月22日	第2次徳島市地球温暖化対策推進計画（素案）への意見募集 （パブリックコメント手続） （～1月21日）
平成 27 年	1月26日	第43回徳島市環境調整会議幹事会 ・パブリックコメントの結果及び第2次徳島市地球温暖化対策 推進計画（案）について
	1月27日	徳島市環境調整会議への報告 ・パブリックコメントの結果及び第2次徳島市地球温暖化対策 推進計画（案）について
	3月10日	徳島市議会文教厚生委員会 ・第2次徳島市地球温暖化対策推進計画（案）のパブリックコメ ントの結果について
	3月19日	第2次徳島市地球温暖化対策推進計画の策定
	3月23日	第2次徳島市地球温暖化対策推進計画（素案）への意見募集結果 の公表 （～平成30年3月31日）

2 策定体制

(1) 第2次徳島市地球温暖化対策推進計画策定市民会議

①委員名簿

氏名	所属等	備考
おおすみ きよみ 大住 清美	徳島市消費者協会 会長	
おおやま としこ 大山 俊子	公募市民	
おくしま まさし 奥嶋 政嗣	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 准教授	会長
すぎもと ふくいち 杉本 福一	公募市民	
せきもと まさやす 関本 正康	一般社団法人 徳島県バス協会 専務理事	
とよた こうじ 豊田 耕司	徳島商工会議所 専務理事	
もりもと てるみ 森本 輝実	NPO 法人 徳島環境カウンセラー協議会 事務局	副会長
よしさか やすのり 吉坂 保紀	徳島県商店街振興組合連合会 理事長	
わき やすたか 脇 泰隆	四国電力株式会社 徳島支店 総務部 エネルギー広報担当次長	

(五十音順、敬称略、9名)

②第2次徳島市地球温暖化対策推進計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 第2次徳島市地球温暖化対策推進計画(以下「第2次推進計画」という。)を策定するにあたり、幅広く市民等の意見を求めるため、第2次徳島市地球温暖化対策推進計画策定市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 徳島市における地球温暖化問題についての現状と課題に関すること。
- (2) 徳島市における地球温暖化対策に関すること。
- (3) その他、第2次推進計画の策定に関すること。

(構成)

第3条 市民会議は、委員9名以内をもって組織する。

2 委員は、環境問題に関し、知識経験を有する者、公募市民等のなかから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2次推進計画の策定までとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は市民会議を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、市民環境部環境保全課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

3 用語解説

【英数字】

3R（リデュース、リユース、リサイクル）（p68）

廃棄物の減量のため、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を行うこと。

三フッ化窒素（p11）

液晶ディスプレイや太陽電池などの製造過程において、洗浄などに使われている。近年、生産量が増加していることから、温室効果ガス削減の対象物質となった。地球温暖化係数は 17,200。

DID（人口集中地区）（p55）

国勢調査において、人口密度が 40 人/ha 以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区。

ESCO 事業（p55）

ESCO（エスコ）事業者が建物の持ち主に代わって、インバーター制御機器、自家発電機などの省エネルギー設備の投資を行い、節約できた光熱費を ESCO 事業者と建物の持ち主が分け合うというもの。経費をかけずに施設の省エネルギー改修を行うことができる。

FIT 法（p57）

FIT（フィット：Feed-in Tariff）とは固定価格買取制度のことで、日本では再生可能エネルギー利用を促進するため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（再生エネ法）に基づき、電気事業者は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを用いて発電された電気を、一定期間「固定価格」で全量買い取る義務を負う。

ISO14001（p70）

国際標準化機構である ISO が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格。企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組が継続的に改善されるシステムを構築するための要求事項が規定されている。

【あ】

エコアクション 21 (p63)

環境省が作成した、主に中小企業を対象に省資源・省エネルギー、廃棄物削減、事故などによる環境リスクの未然防止を行う手順を定めた環境経営システム。

エコクッキング (p62)

毎日の「買い物（食材調達）」から「料理」、「片付け」まで、食べ物を無駄なく使う、エネルギーや水を大切に使う、ごみを減らすということを基本に、環境に配慮した生活スタイルを見直すクッキング・スタイルのこと。

エコドライブ (p64)

急発進、急加速などの運転操作をやめ、駐車中はアイドリングストップを実践するなど、ガソリンを無駄に使わないような運転を心がけること。

エネルギーミックス (p4)

電力・エネルギーの分野において、火力発電、水力発電、原子力発電、太陽光や風力などの再生可能エネルギーなどの各電源をそれぞれの特徴を活かし、需要状況に適切に対応できるよう最適なバランスで組み合わせること。

温室効果ガスインベントリオフィス (p30)

日本国の温室効果ガスの排出量やその内訳などの作成及び関連調査研究、これに伴う国際対応等業務の遂行を目的として、2002年7月に国立環境研究所地球環境研究センターに設置された組織。日本の温室効果ガス排出量データの公開などを行っている。

【か】

カーボンオフセット (p68)

温室効果ガスの排出量削減には限界があることから、CO₂を吸収する植林やクリーンエネルギー事業などに投資することによって排出してしまったCO₂量を相殺(オフセット)する仕組みのこと。

学校版環境 ISO (p62)

徳島県教育委員会が「環境首都とくしま憲章」の制定に合わせて、学校の環境教育の中に位置づけた徳島県独自の認証システム。その取得を通じて、各学校において児童・生徒、教職員が一体となった継続的かつ自立的な環境保全活動を推進することを目的としている。

環境保全型農業 (p67)

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性と調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業のこと。

京都メカニズムクレジット (p5)

他国での温室効果ガスの排出削減プロジェクトの実施による排出削減量等をクレジットとして取得し、自国の議定書上の約束達成に用いることができる制度。先進国の技術・資金を用いた発展途上国での削減プロジェクトによって生じた排出削減量等の活用（CDM：クリーン開発メカニズム）、先進国間での削減プロジェクトによる排出削減量等の活用（JI：共同実施）、他国の排出割当量の活用（ET：排出量取引）といった手法が認められている。

クールビズ・ウォームビズ (p23)

オフィスの室温を冷房 28℃、暖房 20℃にした場合でも「効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏や秋冬のビジネススタイルの愛称。クールビズではノーネクタイ、ウォームビズでは重ね着などが例として挙げられる。

グリーン電力 (p61)

風力、太陽光、バイオマス（生物資源）などの自然エネルギーにより発電された電力のこと。自然エネルギーにより発電された電力は化石燃料による発電と異なり、発電するときに CO₂ を発生しないことや、再生可能であることから、環境に負荷を与えない（＝グリーン）であると評価されている。

グリーンニューディール基金 (p61)

地球温暖化対策推進法の改正（平成 20 年 6 月）に基づき、地球温暖化問題を地域が確実に実施し、中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的として、国から集中的に財政支援を行うために都道府県や政令指定都市等に設置された基金。

グリーン購入・グリーン契約 (p63)

商品やサービスを選択する際に、価格・機能・品質だけでなく、「環境」の視点を重視し、環境への負荷が少ないものを優先的に購入したり、契約すること。

【さ】

次世代型自動車 (p54)

低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月）において定義された自動車で「ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等」とされている。

省エネ診断 (p69)

第三者が建物やビルなどで利用されている空調設備、照明器具、受変電設備、制御設備などの稼働状況やエネルギー使用量などの調査を行い、各建物にあった省エネルギー手法を提案するもの。

【た】

地球温暖化防止活動推進員 (p74)

「地球温暖化対策推進法」に基づき、市民などによる地球温暖化防止の活動を支援し、助言するため、都道府県知事により委嘱される。

地球温暖化防止活動推進センター (p74)

「地球温暖化対策推進法」に基づき、地域の地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点となるほか、地球温暖化防止活動推進員を支援する組織として都道府県知事により指定される。

低炭素建築物 (p65)

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、エネルギー消費量を省エネ基準比で 10 パーセント以上削減するとともに低炭素化に資する措置を講じた建築物。低炭素建築物として市町村等に認定されると所得税等の軽減や、設備に係る部分の容積率の不算入といった特例を受けることができる。

電力排出係数 (p29)

単位電力量 (kWh) あたりの二酸化炭素排出量。電気事業者が供給した電気の発電（燃料の燃焼等）に伴い、排出した温室効果ガスや京都メカニズムクレジットで取得した温室効果ガス削減量により、毎年、算出される。

とくしま環境県民会議 (p74)

「徳島県環境基本条例」の基本理念のもと、「環境首都とくしま憲章」を掲げ、県民、事業者、行政の各主体が緊密な連携及び協力のもとで、提言、調査研究、普及啓発に取り組むことを目的として設置された組織。また「地球温暖化対策推進法」に基づき、温暖化対策について具体的な取組を様々な主体により協議する「地球温暖化対策地域協議会」として県知事により指定されている。

トップランナー基準 (p55)

電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルに設定したもの。

【は】

ヒートアイランド (p14)

都市部における空調機器の人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などが原因となり、その周辺の郊外部に比べて高温を示す現象。夏季は熱中症の増加や不快さの増大、冬季は感染症を媒介する生物の越冬など住民の健康や生活、自然環境への影響が挙げられ、問題視されている。

【ま】

緑のカーテン (p62)

主につる植物などを窓に覆うように繁茂させ、カーテン状にすること。植物を建築物の外側に生育させることにより、遮光や植物の蒸散作用の際に発生する気化熱により温度上昇の抑制を図ることができるなどの省エネルギー効果がある。

メガソーラー (p55)

出力1メガワット(1,000キロワット)以上の大規模な太陽光発電。発電所建設には広大な用地を必要とするが、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されている。

徳島市市民環境部環境保全課 平成27年3月

〒770-8571 徳島市幸町 2-5

T E L : 088 (621) 5213

F A X : 088 (621) 5210

E-mail : kankyo_hozen@city.tokushima.lg.jp



リサイクル適性[Ⓐ]

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。